

新潟県公安委員会規則第8号

講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年5月30日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

講習の実施に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(委託の条件)</p> <p>第3条 講習の委託は、次に掲げる条件を付して行うものとする。</p> <p>(1) 講習は、<u>次条に規定する講習指導員の要件を満たしている者が行うこと。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(講習指導員の要件)</p> <p>第4条 講習指導員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を<u>満たしている者</u>でなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 停止処分者講習指導員、違反者講習指導員の資格要件</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>法第117条の2の2第11号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過していない者</u></p> <p>(ウ) <u>自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（(イ)に規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過していない者</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する<u>新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員</u></p>	<p>(委託の条件)</p> <p>第3条 講習の委託は、次に掲げる条件を付して行うものとする。</p> <p>(1) 講習は、<u>講習指導員又は公安委員会の承認(原付講習にあつては認定)を受けた者が行うこと。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(講習指導員の要件)</p> <p>第4条 講習指導員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を<u>満たし、公安委員会の承認(認定)を受けた者</u>でなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 停止処分者講習指導員、違反者講習指導員の資格要件</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>法第117条の4第4号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過していない者</u></p> <p>(ウ) <u>自動車等の運転に関し刑法（明治40年法律第45号）第208条の2若しくは第211条第2項の罪又は法に規定する罪（(イ)に規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過していない者</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する<u>運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分</u></p>

研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修)を終了した者

- (5) 高齢者講習指導員、特定任意高齢者講習指導員及びチャレンジ講習指導員の資格要件
ア～エ (略)

オ 次のいずれかに該当する者であること。

なお、平成21年6月1日以前に高齢者講習指導員であつた者については、公安委員会が指定する研修(平成21年6月1日以前に行われたものを含む。)を受けていること。

(ア) (略)

(イ) 高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習(自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修)を終了した者

(ウ) (略)

- (6) (略)

(講習指導員の認定申請等)

第4条の2 公安委員会は、第2条の規定に基づき講習を受託した者(受託しようとする者を含む。以下「受託者」という。)から講習指導員認定申請書(別記様式第1号)の提出を求め、講習指導員に前条の要件が満たされていることの認定を行うものとする。

2 公安委員会は、前項の認定を行うときは、講習指導員審査基準(別表)により審査するものとする。

3 (略)

4 公安委員会は、前2項の審査の結果、講習指導員としての要件が満たされていることを認定したときは、受託者を經由して、講習指導員認定書(別記様式第2号)を交付するものとする。

5 受託者は、前項の講習指導員認定書の交付を受けた者を講習に従事させるものとする。

(講習指導員の認定の取消し等)

第5条 公安委員会は、講習指導員が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第4条の2の認定を取り消し、又は必要な期間当該講習指導員が講習に従事することを停止することができる。

(1)～(3) (略)

2 前項の認定を取り消し、又は講習に従事することを停止したときは、講習指導員認定取消・講習従事停止通知書(別記様式第3号)により受託者を經由して該当者に通知するとともに、認定を取り消したときは、講習指導員認定書を返納させるものとする。

者講習指導員研修)を修了した者

- (5) 高齢者講習指導員、特定任意高齢者講習指導員及びチャレンジ講習指導員の資格要件
ア～エ (略)

オ 次のいずれかに該当する者であること。

なお、平成21年6月1日以前に高齢者講習指導員であつた者については、公安委員会が指定する研修(平成21年6月1日以前に行われたものを含む。)を受けていること。

(ア) (略)

(イ) 高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習(自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修)を修了した者

(ウ) (略)

- (6) (略)

(講習指導員の承認(認定)申請等)

第4条の2 公安委員会は、前条の講習指導員の承認(認定)に当たっては、第2条の規定に基づき講習を受託した者(受託しようとする者を含む。以下「受託者」という。)に講習指導員承認(認定)申請書(別記様式第1号)を提出させるものとする。

2 公安委員会は、前項の申請書を受理したときは、講習指導員審査基準(別表)により審査するものとする。

3 (略)

4 公安委員会は、前2項の審査の結果、講習指導員として承認(認定)したときは、受託者を經由して、講習指導員承認(認定)書(別記様式第2号)を交付するものとする。

(講習指導員の承認(認定)の取消し等)

第5条 公安委員会は、講習指導員が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第4条の承認(認定)を取り消し、又は必要な期間当該講習指導員が講習に従事することを停止することができる。

(1)～(3) (略)

2 前項の承認(認定)を取り消し、又は講習に従事することを停止したときは、講習指導員承認(認定)取消・講習従事停止通知書(別記様式第3号)により受託者を經由して該当者に通知するとともに、承認(認定)を取り消したときは、講習指導員承認(認定)書を返納させるものとする。

別記様式第1号（第4条の2関係）

(略)

講習指導員認定申請書

下記の者について、講習指導員としての要件が満たされていることを認定されたく申請します。

(略)

別記様式第1号（第4条の2関係）

(略)

講習指導員承認（認定）申請書

下記の者を、講習指導員として承認（認定）されたく申請します。

(略)

別記様式第2号（第4条の2関係）

(略)

講習指導員認定書

(略)

上記の者は、道路交通法第108条の2第 項講習に従事する講習指導員としての要件が満たされていることを認定する。

(略)

別記様式第2号（第4条の2関係）

(略)

講習指導員承認（認定）書

(略)

上記の者を、道路交通法第108条の2第 項講習に従事する講習指導員として承認（認定）する。

(略)

別記様式第3号（第5条関係）

(略)

講習指導員認定取消・講習従事停止通知書

年 月 日付け新公委第 号

で認定した _____ 講習指導員の認定講習に

を 取 消 し したので、通知する。

従事することを停止

(略)

別記様式第3号（第5条関係）

(略)

講習指導員承認（認定）取消・講習従事停止通知書

年 月 日付け新公委第 号

で承認（認定）した講習指導員の承認（認定）講習に従事す

を取り消し したので、通知する。

ることを停止

(略)

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。